

生 活 保 護

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(生活保護法第 1 条)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

(生活保護法第 2 条)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(生活保護法第 3 条)

生 活 保 護 目 次

I	生活保護制度	97
II	生活保護の状況	99

I 生活保護制度

1 目 的

日本国憲法第 25 条の規定（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

2 原理、原則

（1）無差別平等の原理

すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を、無差別平等に受けることができます。

（2）最低生活保障の原理

この制度によって保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものとされています。

（3）補足性の原理

保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、稼働能力、資産その他あらゆるものを最低生活のために活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律、制度に定める保障、援助等はすべてこの法律によって保護に優先するとされています。

（4）申請保護の原則

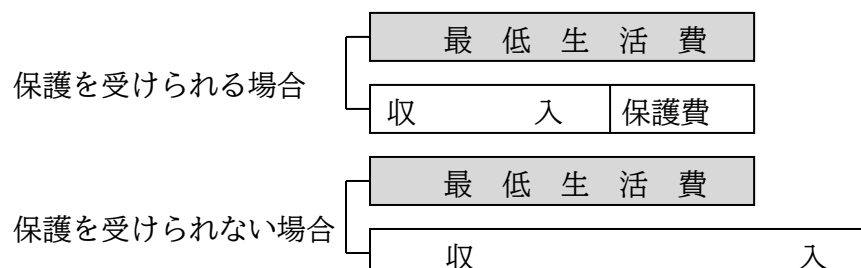
保護は本人の申請によって初めて決定がされます。これは、国民の権利と国の義務との基本的性格によるもので、申請できる方の範囲は、本人、その方の扶養義務者又はその方と同居している親族に限られています。

（5）世帯単位の原則

保護の要否及び程度の決定は世帯を単位として行われます。世帯とは同一の住居に居住し、生計を一つにしている集まりをいい、親族ばかりでなく他人が入っていても、それらの方すべてを一つの単位として、同一世帯としてとらえ、保護の要否又は程度の決定をします。

（6）基準及び程度の原則

保護は厚生労働大臣の定める基準により最低生活費を計算し、これとその方（同一世帯の方）の収入とを対比してみて、その方（同一世帯の方）の収入だけでは最低生活費に足りないとき、その不足分を補う程度において行われます。



(7) 必要即応の原則

保護は、年齢、性別、健康状態など個人や世帯の実際の必要の違いに応じて、有効かつ適正に行われるものとされています。

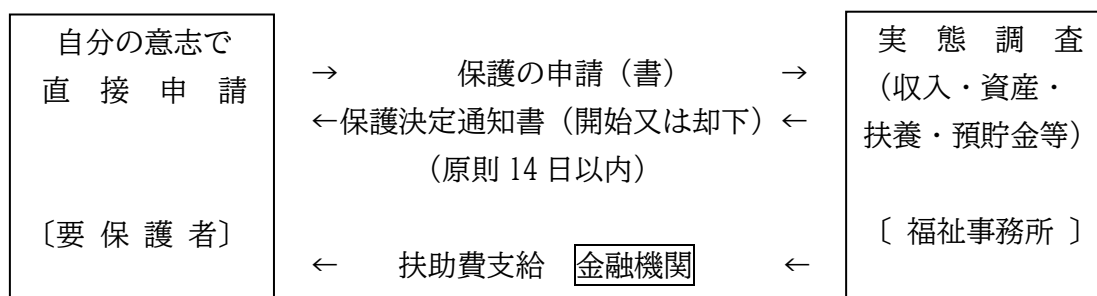
3 扶助の種類

扶助の種類は次のようになっています。

種 類	内 容
生 活 扶 助	飲食物費、被服費、光熱水費、家具什器費などの日常生活の需要を満たすためのもの。
教 育 扶 助	義務教育で就学中の児童の学用品費、通学費等教育を受けるために必要な需要を満たすためのもの。
住 宅 扶 助	家賃、間代、地代あるいは、住宅の補修費等、住居に関する需要を満たすためのもの。
介 護 扶 助	介護保険の保険給付と同等の介護サービスの需要を満たすためのもの。
医 療 扶 助	病気やけがなどの診療、治療等の需要を満たすためのもの。
出 産 扶 助	分娩などに要する需要を満たすためのもの。
生 業 扶 助	生業に必要な資金、技能修得、就職する場合などの需要を満たすためのもの。
葬 祭 扶 助	葬祭などに要する需要を満たすためのもの。

4 保護の手続き

図のような手続で保護の決定が行われます。



5 保護の基準

保護の要否を決め、更に保護の支給の程度を決めるために扶助の種類ごとに、年齢別、世帯構成別、所在地域別、個別的特殊需要別に保護の基準が定められています。

Ⅱ 生活保護の状況

1 年度別生活保護の推移

(年度平均)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護世帯数(世帯)	633	628	611
被保護人員(人)	792	780	751
保護率(%)	15.48	15.95	15.81

【参考】全国・岩手県・沿岸振興局(宮古)管内保護率の推移(年度平均)(単位%)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 国	16.3	16.2	16.25
岩手県	10.43	10.46	10.56
沿岸振興局(宮古)	14.42	14.46	15.12

2 民生区別被保護世帯・被保護人数の推移

(各年度6月1日現在)

年度 区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
宮古南	76 世帯	88 人	77 世帯	88 人	78 世帯	88 人
宮古西	132	163	126	154	131	157
宮古北	33	40	33	34	33	35
愛 宕	12	12	12	12	9	9
鍬ヶ崎	45	59	45	58	39	47
藤 原	16	23	17	26	21	33
磯 鶏	54	76	59	86	65	94
千 徳	67	93	64	82	66	83
田 代	3	6	4	6	4	6
津軽石	24	37	26	34	22	29
重 茂	4	5	4	4	3	3
崎 山	19	20	21	22	12	12
花 輪	5	8	5	6	6	6
田 老	26	34	23	29	21	27
新 里	30	36	23	28	24	27
川 井	33	43	30	39	23	30
市 外	1	1	0	0	1	1
松山荘	30	30	28	28	26	26
法73条	21	21	18	18	23	24
計	631	795	615	754	607	737

3 保護申請・却下・取下・開始・廃止の状況の推移

年度	申請件数	却下件数	取下件数	保護の開始状況		保護の廃止状況	
				世帯数	人 員	世帯数	人 員
R 元	99 件	6 件	11 件	85 件	123 人	67 件	85 人
R 2	79	9	7	63	82	73	88
R 3	109	14	12	76	97	78	94
R 4	99	12	10	82	103	91	104
R 5	84	10	4	69	92	88	107

4 理由別保護開始・廃止の状況

(1) 保護開始理由別状況

年度	総 数	傷 病	勤労収入 減少喪失	不労収入 減少喪失	世帯主の 死別離別 又は老衰	その他	他管内 から転入 (再掲)
R 元	85 件	22 件	13 件	15 件	1 件	34 件	(3)件
R 2	63	11	12	10	2	28	(2)
R 3	76	16	16	10	2	32	(2)
R 4	82	14	10	9	2	47	(4)
R 5	69	12	13	7	1	36	(2)

(2) 保護廃止理由別状況

年度	総 数	傷病の 治癒	死 亡	勤労収入 の増加	不労収入 の増加	その他	他管内へ 転出 (再掲)
R 元	67 件	0 件	33 件	5 件	5 件	24 件	(4)件
R 2	73	0	29	6	9	29	(1)
R 3	78	0	31	10	6	31	(6)
R 4	91	0	35	11	14	31	(8)
R 5	88	0	32	6	5	45	(12)

5 労働力類型別被保護世帯の状況

(年度平均)

年度	区分	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている者がいない世帯	合計
		常用	日雇	内職	その他			
R 元	世帯数	8	52	0	3	8	562	633
	割合%	1.3	8.2	0.0	0.4	1.3	88.8	100
R 2	世帯数	10	53	0	3	11	560	637
	割合%	1.6	8.3	0.0	0.5	1.7	87.9	100
R 3	世帯数	9	53	0	2	10	555	629
	割合%	1.4	8.4	0.0	0.3	1.6	88.3	100
R 4	世帯数	8	52	0	3	9	556	628
	割合%	1.3	8.3	0.0	0.5	1.4	88.5	100
R 5	世帯数	4	52	0	2	7	546	611
	割合%	0.7	8.5	0.0	0.3	1.1	89.4	100

6 世帯類型別保護世帯の状況

(年度平均)

年度	区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯	
					児童世帯	その他の世帯
R 元	世帯数	349	17	207	0	60
	割合%	55.1	2.7	32.7	0.0	9.5
R 2	世帯数	359	16	201	0	61
	割合%	56.3	2.5	31.6	0.0	9.6
R 3	世帯数	352	17	196	0	64
	割合%	56.0	2.7	31.1	0.0	10.2
R 4	世帯数	352	14	182	0	80
	割合%	56.1	2.2	29.0	0.0	12.7
R 5	世帯数	336	12	173	0	89
	割合%	55.1	1.9	28.4	0.0	14.6

7 被保護人員別世帯数の推移

(各年度7月1日)

世帯構成	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	合計	構成比率（％）			
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	上世帯		単身	2人	3人	4人以上
R元	508	89	24	4	2	2	0	629	80.8	14.1	3.8	1.3
R2	522	83	22	7	4	2	1	641	81.4	13.0	3.4	2.2
R3	515	79	18	7	3	1	0	623	82.7	12.7	2.9	1.7
R4	520	83	16	8	3	1	0	631	82.4	13.2	2.5	1.9
R5	510	79	15	7	2	1	0	614	83.1	12.9	2.4	1.6

8 医療扶助人員の推移

年度	総計 (人)	入院（人）			入院外（人）			医療扶助率 (%)	入院率 (%)
		精神	その他	計	精神	その他	計		
R 元	8,065	495	383	878	1,343	5,844	7,187	83.5	10.9
R 2	8,210	474	382	856	1,617	5,737	7,354	84.2	10.4
R 3	8,146	472	268	740	1,545	5,861	7,406	86.1	9.1
R 4	8,072	514	298	812	1,463	5,797	7,260	86.3	10.1
R 5	7,715	522	176	698	1,461	5,556	7,017	84.5	9.0

9 年度別扶助費の状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金 額(円)	構成比 (%)	金 額(円)	構成比 (%)	金 額(円)	構成比 (%)	金 額(円)	構成比 (%)
生 活 扶助費	333,709,763	28.04	324,500,679	26.33	319,873,532	28.25	314,045,906	27.31
住 宅 扶助費	113,249,907	9.52	115,185,876	9.35	118,119,626	10.43	121,620,375	10.57
教 育 扶助費	3,314,501	0.28	2,642,120	0.21	2,643,739	0.23	1,598,296	0.14
介 護 扶助費	35,623,688	2.99	29,638,373	2.40	34,231,808	3.02	27,043,523	2.35
医 療 扶助費	603,429,602	50.71	664,530,900	53.92	572,247,492	50.54	603,463,951	52.47
その他の 扶 助 費	100,729,662	8.46	96,054,401	7.79	85,274,726	7.53	82,345,849	7.16
合 計	1,190,057,123	100	1,232,552,349	100	1,132,390,923	100	1,150,117,900	100